

# 建築物以外の 路外駐車場



1

## 出入口

### 基本的な 考え方

建築物の出入口と同様に、車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も不自由なく通過できる構造にすることが求められます。

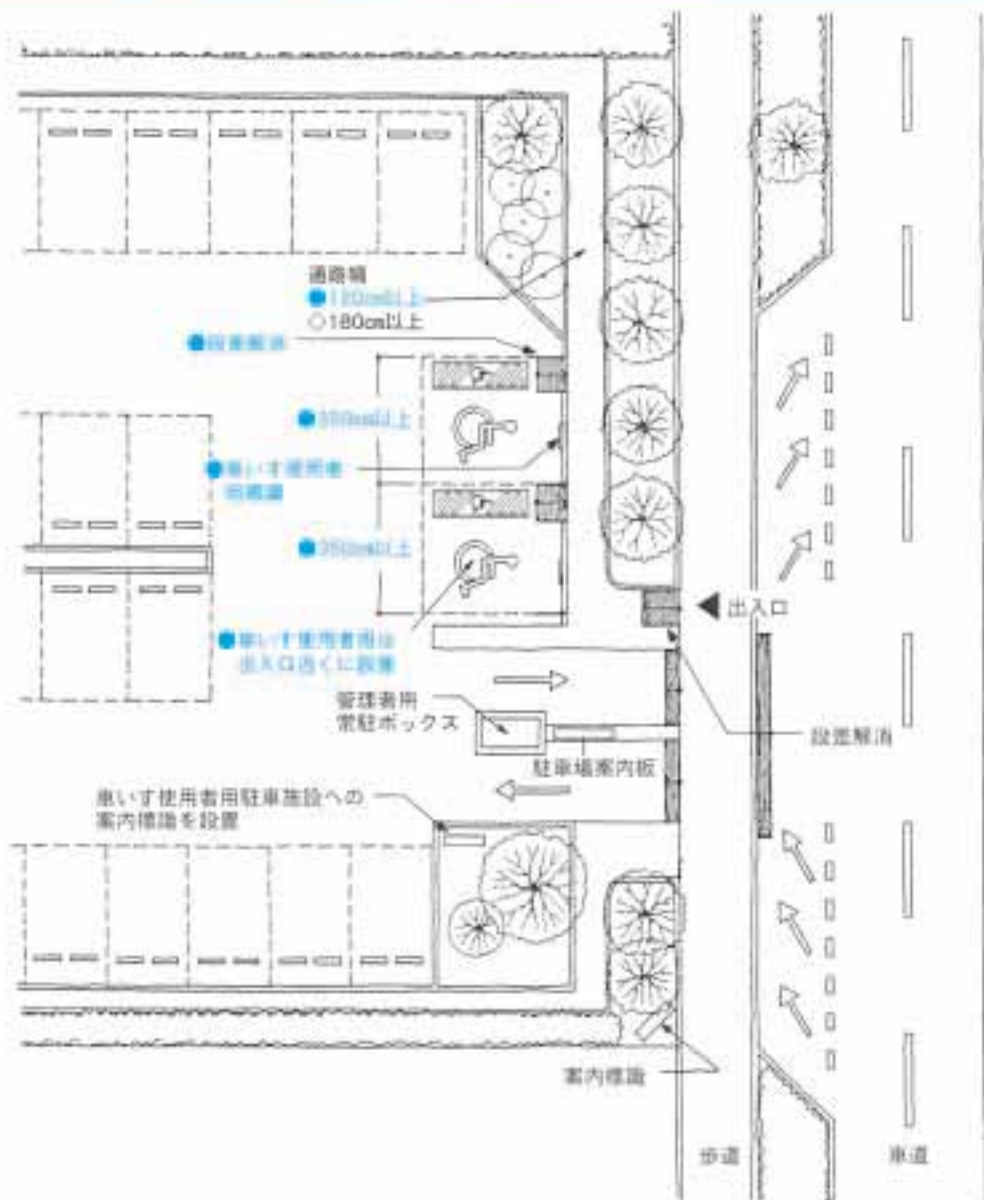
### 整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

1以上の出入口は、建築物1の項のア及びウに定める構造とすること。

1以上の出入口は、建築物1の項のアに定める構造とすること。

解説 ○建築物の出入口と同様に規定しています。



車いす使用者用標識



案内標識



車いす使用者用駐車場の位置

駐車場案内板



凡例

● 整備基準

◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



### 基本的な 考え方

建築物の駐車場と同様に、車いすでの出入りが容易な場所に、乗り降りに必要なスペースを設けた車いす使用者専用の駐車区画を設けることが求められます。

### 整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。

車いす使用者用駐車施設の数、建築物6の項に定める数とすること。

**7** 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3の項に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

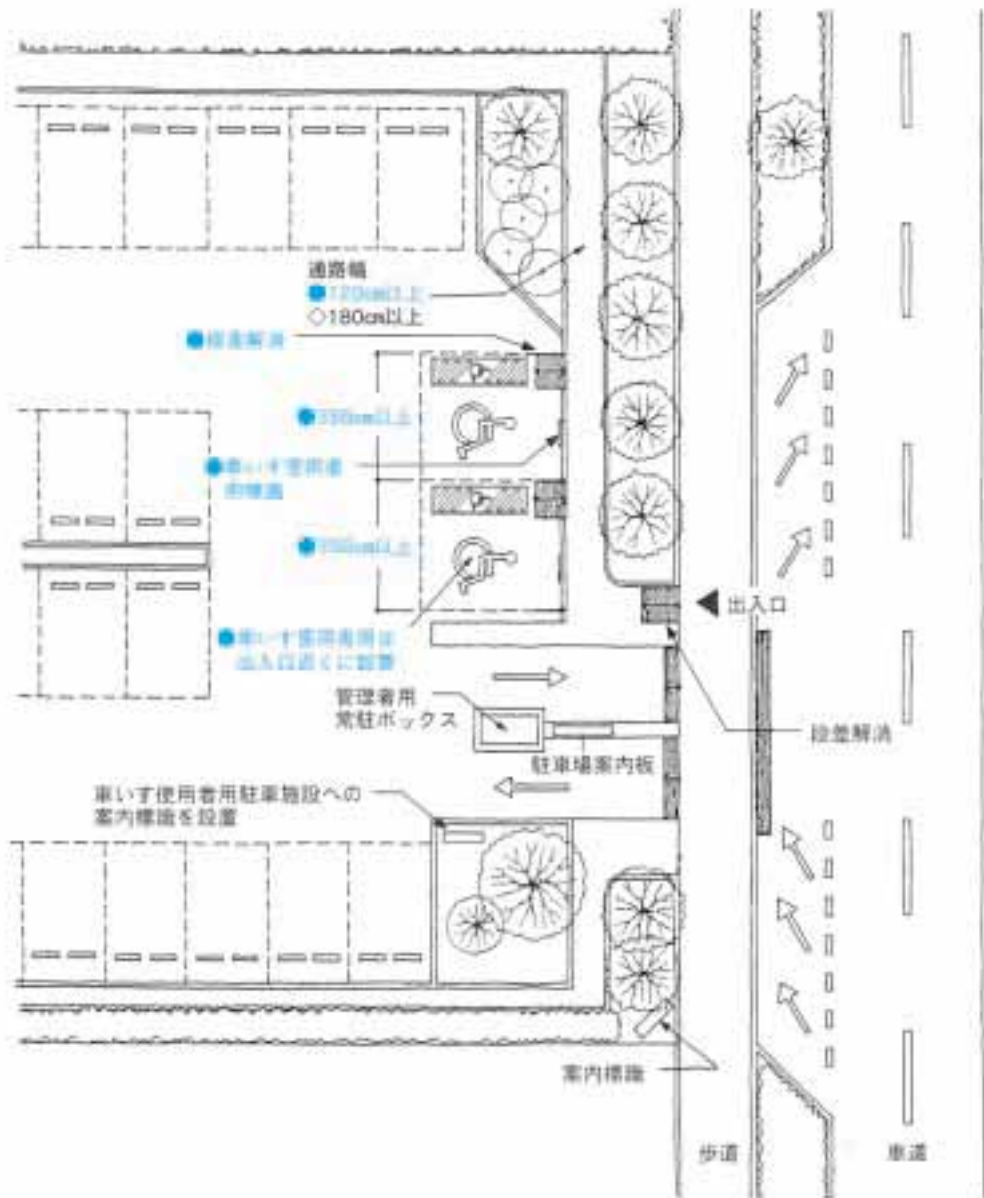
**4** 建築物6の項(2)のイ及びウに定める基準に適合するものとすること。

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設
1～50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～	全駐車台数×1%+2

解説

○建築物の駐車場と同様に規定しています。

路外駐車場の整備例



車いす使用者用標識



案内標識



車いす使用者用駐車場の位置

駐車場案内板



凡例 ● 整備基準

◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準



### 基本的な 考え方

建築物の駐車場内の通路と同様に、車いすを使用する人が不自由なく通行し、方向転換ができる構造にすることが求められます。

### 整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

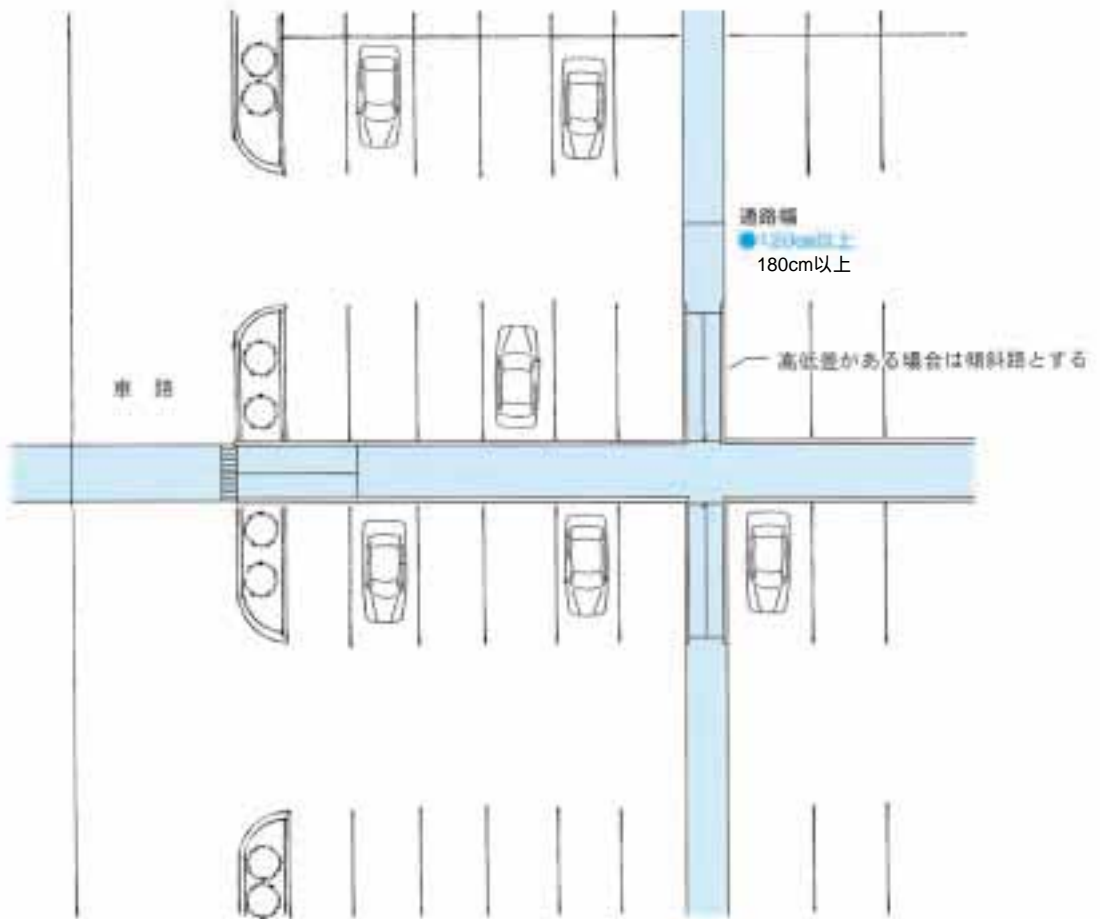
1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。

- ア** 建築物7の項(1)から(3)まで並びに同項(4)のア及びイに定める構造とすること。
- イ** 車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降踏の出入口に接する部分は、水平とすること。

### 解説

○建築物の駐車場内の通路に準じて規定しています。

駐車場内の通路の設置例



- 凡例 ● 整備基準  
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準





## 參考資料